

自衛隊「隊友会」

東京都隊友会 平成29年度第1回 理事会・支部長等合同会議結果

1 日 時：平成29年9月10日(日) 15時～17時
2 場 所：京南線東京地方協力本部(新宿区新宿6丁目27-30) 会議室
3 出席者：理事役員=26名/30名、監事役員=2名/2名、支部長=11名/16名(理事会役員を除く)、無回答=2名、出席者合計=39名/48名、議決権委任者7名

東京都隊友会の会議録。憲法改定賛同署名運動について明記しています

改憲署名を推進

自衛隊OBや現役自衛隊員らが参加する公益社団法人「隊友会」が、憲法の条に自衛隊の明記を求める憲法改定推進署名など改憲運動をしていることが、本紙の調べで分かりました。隊友会は自衛隊が会員の勧説や会費徴収などで組織的に支援する組織。そんな隊友会が積極的に改憲運動をすることは、自衛隊の政治的中立性を齎かす疑いがある行為です。(原千拓)

現役17万人が賛助会員

隊友会が集めていたのは、集める署名です。この会は、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」が始めた憲法改定の賛同者を代表を務める組織。署名

ウ 国民運動等への参加
(ア) 憲法改定運動への参加
隊友会は、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」が開始した憲法改定に向けた全国的な署名活動等に協力するため「憲法改定署名運動の実施について」(隊友本第40号、26.12.16)を発表し、平成28年3月までを目途に署名活動を開始した。

度事業報告には、憲法改定署名運動にて取り組むことが明記されていました

防衛省に事務局

政治的中立性齎かす恐れ

「う！」と叫びかけています。
隊友会の事務局は東京・市ヶ谷の防衛省建物内にあります。自衛隊OBによる正会員(約7万2千人)と、現役自衛官の賛助会員(約17万人)がいます。陸海空の幕僚監部はそれぞれ通達で全機関の長らに、▽退職者に対する正会員入会の勧説▽在職者に対する賛助会員入会の勧説▽在職者に対する正会員入会の勧説などをするよう定めています。

陸上自衛隊の通達では、駐屯地司令が隊友会担当者に命じて、駐屯地部隊の会費をとりまとめて、隊友会本部事務局に送付するとしています。自衛隊員は憲法99条で憲法尊重擁護義務が定められた公務員です。自衛隊員が任命の際に署名して提出する「服務の宣誓」には、「日本国憲法及び法令を順守」と明記されています。また自衛隊員は自衛隊法61条で政治活動を制限されています。

改憲運動について隊友会は「現役自衛隊員は(署名活動に)基本的に関与していません」としています。